

電子契約を利用する際の契約手続について

電子契約を利用する場合、落札決定の日から7日以内に事業者及び本市が電子署名を行わなければならないため、契約事務を効率的に進められるよう以下の日程で契約手続を行いますので、御協力をお願いします。なお、再度入札を行う案件は、以下の日程が変更になるので注意してください。

契約日（予定） 令和8年3月5日（木）

※契約日は、当事者双方が署名した日になります。

番号	契約検査課宛て提出書類	提出期限
1	電子契約利用申請書 ※電子契約を希望する落札候補者のみ提出	<u>令和8年2月25日（水） 10時</u>
2	契約保証金の納付書 契約保証証書・履行保証保険等 ※契約金額 500 万円以上の場合	<u>令和8年3月3日（火） 15時</u>
3	建設業退職金共済機構掛金収納書	
4	建設リサイクル法書類 ※建設リサイクル法対象案件の場合	

1 電子契約利用申請書について

電子契約を希望する落札候補者は、誓約書等と併せて電子契約利用申請書を提出してください。

2 契約保証金の納付等について

契約金額（税込）が 500 万円以上の場合、契約保証金の納付又は履行保証保険の加入等が必要になります。証書及び約款を提出してください。保証金額は、契約金額（消費税込み（小数点以下切り捨て））の 10 分の 1 以上です。

3 建設業退職金共済機構掛金収納書について

厚木市ホームページ掲載の「建設業退職金共済証紙の購入について」を確認の上、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」に掛金収納書を添付し提出してください。

4 建設リサイクル法の書類について

建設リサイクル法対象案件の場合、建設リサイクル法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面及び別紙が必要になります。工事担当課の受付印のある書類を提出してください。

契約締結の流れ（工事）

